確認してみましょう!私は申告が必要?不要?

※この図は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合があります。

スタート

令和6年中に収入がありましたか?

※収入のうち上場株式等に 係る配当所得等がある 人は、次ページをご覧く ださい。 いいえ

家族の人の税法上の 扶養親族(16歳未満 を含む)ですか?

はい

申告は不要です。

いいえ

申告の義務はありませんが、所得(課税)証明書の発行や、国民健康保険料·介護保険料·後期高齢者医療保険料の算定·軽減判定などに必要なため、令和6年中の所得がなくても市民税·県民税の申告をすることをお勧めします。

はい

1

収入の内容は?

①非課税収入のみ (遺族年金·障害年金 など)

②公的年金収入のみで、合計が400万円 以下

③1カ所からの給与収入のみ

4

4)上記(1)~(3)以外

2

公的年金等の源泉 徴収票に記載され ている控除内容**に 変更や追加があり ますか?

※医療費、生命保険 料、扶養の追加、国 民健康保険料・介護 保険料・後期高齢者 医療保険料など納付 書または□座振替に より納付している社 会保険料等 はい

所得税等の還付を受ける人は 確定申告が必要です。それ以 外の人は市民税・県民税の申 告をしてください。

※控除内容に変更や追加がある場合は、申告しなければ税額計算に算入されません。

いいえ

申告は不要です。

所得税等の額が増える人や還付を受ける人は確定申告が必要です。それ以外の人は市民税・県民税の申告をしてください。

3

年末調整を受けていて、その内容に変更や追加はありますか?

はい、または 年末調整を 受けていない

いいえ

申告は不要です。

次のA~Dのいずれかに該当しますか?

▲ 1 カ所からの給与収入があり、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える

■2カ所以上からの給与収入があり、従たる給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計が20万円を超える

■公的年金の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える

■上記▲~●以外の人で、令和6年1年間の所得の合計が 所得控除額の合計を超える はい

原則、確定申告が必要です。

いいえ

市民税・県民税の申告をして ください。